

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第2各号において「法」という。）第5条第1項に規定する共同生活援助を実施する施設（第2及び第3において「施設」という。）を開設する社会福祉法人等に対し、市が補助金を交付することにより、施設の円滑な運営を促進し、もって障害者の自立生活を助長することを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 本市の区域内で障害福祉サービス事業を行う事業所として法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を大阪府知事、茨木市長又は大阪府から指定障害福祉サービスの事業者の指定等の事務権限委譲を受けた市町村長（次号から「大阪府知事等」という。）から受け、事業所としての最低定員が4人以上、1住居の最低定員が2人以上の施設（入居者のうち、本市から援護の実施を受ける者が2分の1以上の場合に限る。）を本市の区域内で新たに開設する事業
 - (2) 本市の区域内で障害福祉サービス事業を行う事業所として法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を大阪府知事等から受け、施設を既に開設している事業所において、1住居の最低定員が2人以上の施設（入居者のうち、本市から援護の実施を受ける者が2分の1以上の場合に限る。）を本市の区域内で増設する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。
- (1) 本市が設置する施設の指定管理者が行う事業（指定管理の対象施設で行う事業に限る。）
 - (2) 補助を行う年度の初日において次のいずれかに該当する事業者が行う事業
 - ア 法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された日から5年を経過しない事業者
 - イ 法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者で、費用の返還が完了していないもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、補助を行う年度において次のいずれかに該当する事業者が当該事業所に該当することとなった日以後に行う事業
 - ア 法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された事業者
 - イ 法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、施設を開設するに当たっての施設整備費とする。

(補助金額)

第4 補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更の届出)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助の対象経費に係る領収書の写し
- (4) 新規開設又は増設した施設の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の事業実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(事前協議)

第16 事業を新たに実施し、補助金の交付を受けようとするものは、事業開始前にからかじめ市長に協議しなければならない。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年11月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4の規定は、平成18年10月1日以降に新規開設したグループホーム等について適用し、同日前に新規開設したグループホームについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成20年4月1日以後に新規開設又は増設した共同生活介護等実施施設について適用し、同日前に新規開設又は増設した共同生活介護等実施施設については、なお従前の例による。
附則
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
附則
この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
附則
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成30年4月1日以後に新規開設又は増設した共同生活援助実施施設について適用し、同日前に新規開設又は増設した共同生活援助実施施設については、なお従前の例による。
附則
(実施期日)
- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者共同生活支援事業に係る施設開設補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。
附則
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和2年4月1日以後に新規開設又は増設した共同生活援助実施施設について適用し、同日前に新規開設又は増設した共同生活援助実施施設については、なお従前の例による。
附則
(実施期日)
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和8年4月1日以後に新規開設又は増設した共同生活援助実施施設について適用し、同日前に新規開設又は増設した共同生活援助実施施設については、なお従前の例による。

別表

種別	基準額	対象経費	補助率	補助金の額
施設整備費 (賃貸)	第2第1号又は第2号に掲げる事業を行う場合、1施設当たり 312,500円×入居定員	施設の新規開設又は増設に伴う、家屋の改修費、保証金、初年度備品購入等に要した費用	10分の8	基準額と対象経費とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)
施設整備費 (建設及び購入)	第2第1号又は第2号に掲げる事業を行う場合、1施設当たり 3,330,000円×入居定員	施設の新規開設又は増設に伴う、家屋の建設又は購入に要した費用	4分の1	
	第2第1号又は第2号に掲げる事業を行う場合、1施設当たり 140,000円×入居定員	施設の新規開設又は増設に伴う、初年度備品購入等に要した費用	10分の8	

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金交付申請書

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3)

様式第2号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第4号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円
変更増減額 円
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長



様式第5号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助の対象経費に係る領収書の写し
 - (4) 新規開設又は増設した施設の写真

様式第6号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市障害者共同生活援助事業に係る施設開設補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で通知のあった事業補助金を
次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額